



新宿御苑への放射能汚染土持込み問題とコトバ

日 民協会員の皆さんは、本部からほど近い新宿御苑に、放射能で汚染された土壌が持込まれるという話を御存じだろうか。

環境省が所管する国民公園「新宿御苑」は、住宅地に囲まれ、多くの市民、とりわけ子どもたちに親しまれる都心のオアシスであり、また多くの外国人観光客も訪れる国際都市・東京のランドマークだ。

2022年12月、環境省は、福島第一原発事故後の除染作業で回収した表土(除去土壌)を再利用するための実証事業を、福島県外で初めて行う計画を公表した。新宿御苑では花壇を造成して周辺の放射線量の変化などのデータを集めるという。

この背景には、現在福島県内の中間貯蔵施設(双葉町、大熊町)に保管されている約1300万㎡にのぼる除去土壌を、政府が、2045年までに福島県外で最終処分しなければならないと法定されていることがある。最終処分場用地の目途すら立っていないため、再利用することによって除去土壌を減容化しようというのだ。

しかしここには大きな問題がある。原発の運転過程で放射化した物質の再利用基準は100ベクレル/kg以下であるにもかかわらず(セシウム134及びセシウム137の場合。原子炉等規制法に基づき規則中に定められている)、除去土壌は、8000ベクレル/kg以下で再利用しようとしているのだ。つまり、放射能濃度でいえば放射性物質として取り扱われているレベルのものを、福島原発事故由来だからといって別異に扱い、再利用を許容しようというダブルスタンダードである。また環境省は「放射性物質汚染対処特別措置法」(2011年8月議員立法)に基づいて再利用するとしているが、同法上、除去土壌の再利用についての定めは見当たらない。

降って湧いた「実証事業」の計画に、新宿の住民も立ち上がり、環境省や地元自治体への要請行動、集会、デモ等を通じて、当初2022年度中に予定されていた事業の計画を頓挫させた。しかし、2024年9月、国際原子力機関(IAEA)が、国の再利用計画を支持する専門家会合報告書を発表したことを機に事態が再び動き出した。現在環境省は、今年4月1日から除去土壌の再利用について上記の8000ベクレル/kgを基準とする省令改正施行に向けて調整しているという(執筆時点)。

このように、環境省は放射能汚染土の再

利用を依然進めようとしており、新宿御苑に持ち込まれる可能性も、消えていない。

* * *

さて環境省は最近になって、除去土壌の再利用を「復興再生利用」と呼びはじめた。しかも、この「復興再生利用」とは、福島の復興ではなく「日本の復興に資することを目的とする…利用」なのだと言い出した。

たしかに、福島第一原発で発電された電気を使用してきたのは、私を含む首都圏の住民だ。だから、原発事故から生じた除去土壌の県外処分実現に協力して当然だと言われると、それ自体にはなかなか異を唱え難いところがある(そもそも事故の責任は東電と国にあるのだが…)。だからこそ環境省は「復興再生利用」「日本の復興」などというコトバを創出し、汚染土再利用に反対する者に「無責任」「地域エゴ」のレッテルを貼って再利用を進めようとしているのだ。さらにこれに呼応するようにして、地元の新宿区議会では、「放射能汚染土」という言葉を使って質問した野党議員に対して、自民党議員から「人権侵害につながり得る発言だ」と動議が出されるなど、言葉狩り・言論封殺と言える信じ難い事態まで起こっている。

しかし、いくら「復興」と言ってみたとところで、放射性物質が安全になるわけではなく、全国に放射性物質をばらまいてよいことには全くなりません。完全に論点がすり替わっている。環境省の使う「復興」のコトバは虚飾であり、区議会で野党議員が使った「放射能汚染土」というコトバこそが真実で、正当だ。

そもそも、現行法上、福島原発事故由来の廃棄物や除去土壌の処分の在り方について、厳密な規制の枠組みが整備されていないことが問題だ。少なくとも国会で正面から議論をし、放射能汚染についてのダブルスタンダードを解消することがまず必要であり、これを飛び越えて、あいまいな管理の下、全国に放射性物質がばらまかれることは絶対にあってはならない。

「復興」のコトバを鵜呑みにせず、是非この問題の動静にご注目いただきたい。

(弁護士 加部歩人)

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。